# 試 験 問 題

科 目 名	実 施 日
民事訴訟法	令和6年3月16日(土)

次の【事実】を読んで、後記の[設問1]から[設問5]に答えなさい。

## 【事実】

Yの子であるZは、料理店で働いていたが、独立して自分の店を持ちたいと考えるようになった。そして、Yの所有する甲家屋が空き家となっていることから、これをZの店として使わせてもらおうと考え、Yの了解を得た。そこで、Zは、工務店を営むXを訪れ、甲家屋の改装工事を依頼した。その際、Zは、注文主はYであり、報酬はYが支払う、Yは十分な資産を有しているから心配はいらないと述べた。Xは、Yが多くの不動産を所有しており、また、以前、Yの居宅の修繕工事をYから請け負ったときに、滞りなく支払を受けた経験があることから、甲家屋の改装工事を報酬額300万円の約定で請け負った。工事の完成後、Xは、Yに対し、300万円の支払を請求したところ、Yは、Zが甲家屋で店を開くことは了解したが、工事費用はZが負担することになっているなどと述べて、支払を拒んだ。

そこで、Xは、Yに対し、請負報酬300万円の支払を求める訴えをP地方裁判所に 提起した(以下「訴訟⑦」という。)。

# [設問1]

Xの住所はP県内にあり、Yの住所はQ県内にある。Yは、Yの住所地でないP県を管轄するP地方裁判所には管轄権がないと主張した。このYの主張は正当か。結論とその理由を述べなさい。(10点)

# 「設問2]

訴訟⑦において、Xは、ZがYの代理人として契約を締結したと主張したが、Yが Zに代理権を授与した事実の立証ができない場合に備え、Zに対し、請負報酬30 0万円の支払を求める訴えをP地方裁判所に提起した(以下「訴訟⑦」という。)。X は、訴訟⑦と訴訟①を一緒に審理してほしいと考えている。どうすればよいかを民 事訴訟法の条文を挙げて述べなさい。(20点)

#### [設問3]

Xは、主位的にYに対する請求の認容を求め、それが棄却されるときは、予備的に Zに対する請求の認容を求めたいと考えている。

これは許されるか。結論とその理由を述べなさい。(20点)

#### 「設問4]

Yは、当初、YがZに対して代理権を授与した事実を認めたが、その後、Zに代理権を授与した事実はないと主張するに至った。Yがこのように主張を変更することは許されるか。結論とその理由を述べなさい。(30点)

## [設問5]

Y及びZが、Xのした工事には不完全な部分があったため、修補に代わる150万円の損害賠償請求権があり、これと請負報酬請求権とを対当額で相殺すると主張したところ、第一審は、ZがYの代理権を有していたことの証明がないとした上、修補に代わる損害賠償請求権が100万円の限度で認められるとして、Yに対する請求を棄却し、Zに対する請求を200万円の限度で認容した。これに対し、Zのみが控訴したところ、控訴審は、ZがYの代理権を有していたことの証明がないとの点は第一審と同じ心証を形成したが、修補に代わる損害賠償請求権については、60万円の限度で認められるにすぎないとの心証を形成した。控訴審は、どのような判決をすべきか。結論とその理由を述べなさい。(20点)